

委託契約書（案）

委託業務の名称 福島県立聴覚支援学校福島校物品移設業務

業務の内容 別紙仕様書のとおり

契約金額 金 円也

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）

契約の期間 契約締結の日から令和元年8月23日まで

上記業務について、委託者「福島県」を甲とし、受注者「 」を乙として次の条項に定めるところにより契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、別紙仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、頭書の契約金額をもって、頭書の契約の期間内（以下「履行期限」という。）までに、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

（検査及び引渡し）

第2条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく当該業務の処理成果を記載した業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了報告書を受領したときは、速やかに検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり、甲から補正を命じられたときは、乙は、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

（契約代金の請求及び支払）

第3条 乙は、前項の規定による検査に合格したときは、甲に対して速やかに適法な請求書により契約代金を請求し、甲はこれを受領した日から30日以内に支払うものとする。

（履行遅滞の場合における遅延利息）

第4条 甲は、乙が乙の責に帰すべき事由により履行期限までに業務を完了できない場合において、甲が認める期日までに業務を完了する見込みがあると認めるときは、乙から遅延利息を徴収して当該期限を延長することができる。

2 甲は、前項の規定により履行期限を延長することを認めたときは、その旨を乙に通知するとともに当該期限の延長に関する契約を乙との間に結ぶものとし、乙は、これに応ずるものとする。

3 第1項に規定する遅延利息の額は、当初の履行期限から延長後の履行期限までの期間の日数に応じ、契約金額に年2.7%の割合で計算した額（当該額に100円未満の端数がある

とき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てる。)とする。

- 4 甲の責に帰すべき事由により、前条第1項の規定による契約代金の支払いが遅れたときは、乙は甲に対してその遅延期間の日数に応じ、契約代金の額に年2.7%の割合で計算した額(当該額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てる。)の遅延利息の支払いの請求をすることができる。(天災地変、不可抗力による無償延期等)

第5条 天災地変、不可抗力その他乙の責めに帰すことができない事由により、期限内に業務を完了することができないときは、乙は甲に対し、すみやかにその事由を詳記して、履行期限の延長又は契約の一部変更若しくは解除の申出をすることができる。この場合において、甲は、その事由を相当と認めたときは、遅延利息又は第8条に定める違約金を徴収することなく、これを承認するものとする。

(再委託の禁止)

第6条 乙は、委託業務について、原則としてその全部又は一部を他に委託し、あるいは請け負わせてはならない。ただし、甲の承諾を得たときはこの限りではない。

- 2 乙は、前項ただし書きの規定により甲に承認を求める場合は、再委託の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法等を書面で甲に提出しなければならない。

(甲の解除権)

第7条 甲は、次の各号の一に該当するときは、いつでも契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙がこの契約条項に違反したとき。
- 二 乙が責に帰すべき事由により、契約期間中に乙が業務の履行を継続できる見込みがないことが明らかに認められるとき。
- 三 着手期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- 四 乙がこの契約を誠実に履行する意思がないと明らかに認められるとき。
- 五 乙が本契約の解除を請求し、甲がその理由が正当であると認めるとき。
- 六 乙が行政庁の処分を受けたとき。
- 七 乙の従業員が不正又は違法な行為を行い、業務の遂行ができないと甲が認めるとき。
- 八 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められ

るとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

九 前各号の一に該当する場合を除くほか、この契約に違反し、その違反によって契約の目的が達することができないと甲が認めるとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第

225号)の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第4条の規定に基づく委託期間の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第1項の違約金に当初の期限の翌日から甲が契約解除の通知を発した日(乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受領した日)までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年2.7%の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

(談合による損害賠償)

第9条 甲は、この契約に関し乙が次の各号の一に該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1項又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りではない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(契約の変更等)

第10条 甲は、必要があるときは、この契約の内容を変更し、又は一時中止させ、若しくはこれを打ち切らせることができる。この場合において、契約金額を又は履行期限を変更する必要があるときは、甲、乙協議してこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲、乙協議して定めるものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第11条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、いかなる方法をもってするかを問わず、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

(遅延利息等の相殺)

第 12 条 この契約に基づき遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを契約金額と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

(紛争の解決方法)

第 13 条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

(秘密の保持)

第 14 条 乙は、委託業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第 15 条 乙は、委託業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱突起事項」を遵守しなければならない。

(損害負担)

第 16 条 委託業務の実施に関し損害（第三者に与えた損害を含む）のために生じた経費は乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、その損害のために生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(契約外の事項)

第 17 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

上記の契約の証として本書 2 通を作り、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和元年 月 日
甲 住 所
氏 名
乙 住 所
氏 名